

北海道告示第10695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月22日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 占冠穂別線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複 区 間
勇払郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署 1261林班め小班地先から	前	24.22mから 69.84mまで	220.00m	-
同郡占冠村字ニニウ国有林上川南部森林管理署1265 林班れ小班地先まで	後	24.22mから 112.48mまで	220.00m	-